

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特定災害防止準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の2の規定による特定災害防止準備金の積立てを行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特定災害防止準備金の積立てを行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄の「$\frac{\text{③} \times \text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}$」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭等の採掘（以下「岩石の採取等」といいます。）を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石の採取等を終了した場合には、その年1月1日から当該終了した日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(2) 「⑩」欄には、特定災害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、岩石の採取等の廃止等の事実があった場合等（「⑩」欄に記載する場合を除きます。）により、積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の2</p>	<p style="text-align: center;">特定災害防止準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の2の規定による特定災害防止準備金の積立てを行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特定災害防止準備金の積立てを行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄の「$\frac{\text{③} \times \text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}$」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭等の採掘（以下「岩石の採取等」といいます。）を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石の採取等を終了した場合には、その年1月1日から当該終了した日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(2) 「⑩」欄には、特定災害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、岩石の採取等の廃止等の事実があった場合等（「⑩」欄に記載する場合を除きます。）により、積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の2、平成15年改正前の措法第20条の4</p>